

厚生労働省発社援0402第1号
令和2年4月2日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護法による保護施設事務費
及び委託事務費の支弁基準について

標記については、平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号本職通知の別紙「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準」（以下「支弁基準」という。）により行われているところであるが、今般、支弁基準の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

(参 考)

令和2年4月2日厚生労働省発社援0402第1号による一部
改正後の内容で参考のため作成したものである。

厚生労働省発社援第0331011号
平成20年3月31日

第1次改正	平成20年7月8日 厚生労働省発社援第0708018号
第2次改正	平成21年8月21日 厚生労働省発社援0821第2号
第3次改正	平成22年1月28日 厚生労働省発社援0128第5号
第4次改正	平成22年4月19日 厚生労働省発社援0419第5号
第5次改正	平成23年4月1日 厚生労働省発社援0401第2号
第6次改正	平成24年4月6日 厚生労働省発社援0406第1号
第7次改正	平成25年5月15日 厚生労働省発社援0515第1号
第8次改正	平成26年3月20日 厚生労働省発社援0320第7号
第9次改正	平成27年2月3日 厚生労働省発社援0203第6号
第10次改正	平成27年5月25日 厚生労働省発社援0525第5号
第11次改正	平成28年1月21日 厚生労働省発社援0121第6号
第12次改正	平成28年3月29日 厚生労働省発社援0329第21号
第13次改正	平成29年2月1日 厚生労働省発社援0201第2号
第14次改正	平成29年3月30日 厚生労働省発社援0330第13号
第15次改正	平成30年2月1日 厚生労働省発社援0201第8号
第16次改正	平成30年3月30日 厚生労働省発社援0330第14号
第17次改正	平成31年2月1日 厚生労働省発社援0201第8号
第18次改正	平成31年3月29日 厚生労働省発社援0329第7号
第19次改正	令和元年9月19日 厚生労働省発社援0919第4号
第20次改正	令和2年2月25日 厚生労働省発社援0225第6号
第21次改正	令和2年4月2日 厚生労働省発社援0402第1号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護法による保護施設事務費及び
委託事務費の支弁基準について

生活保護法（昭和25年法律第144号）第70条または第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によるものとされた生活保護法第70条または第71条の規定により、市町村または都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が支弁する生活保護法第19条第1項の規定により行う保護（同条第5項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第19条第1項の規定により行う支援給付に関する費用のうち、保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準については、別紙によることとされ平成20年4月1日から適用されることとなったので通知する。

なお、昭和48年5月26日厚生省社第497号本職通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」は廃止する。

おって、昭和19年度以前の生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別 紙)

生活保護法による保護施設事務費及び
委託事務費の支弁基準

1 通 則

この基準は、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第10条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行令第10条第1項の規定により、生活保護法（以下「法」という。）第75条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第75条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費（社会福祉法（昭和26年法律第45号）による授産施設に対して交付する施設事務費を含む。以下同じ。）及び委託事務費の支弁の基準（以下「支弁基準」という。）を定めたものであること。

2 用語の定義

この支弁基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「保護施設事務費」及び「委託事務費」とは、法第70条または第71条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第70条または第71条の規定により、市町村または都道府県が支弁すべき保護施設事務費及び委託事務費（(2)に規定するものを除く。以下同じ。）であって、施設事務費支弁基準額（委託事務費支弁基準額）に各月初日の入所（委託、利用）実人員を乗じて得た額をいい、保護施設またはこれに準ずる施設の運営に必要な人件費及びその他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 「日常生活支援委託事務費」とは、法第70条又は第71条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき委託事務費のうち、日常生活支援住居施設に入所させ又は入所を委託した場合の委託事務費であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額に委託入所延べ人数を乗じて得た額をいい、日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な人件費及びその他の諸経費をいう。

- (3) 「施設事務費支弁基準額」及び「委託事務費支弁基準額」とは、保護施設への入所（委託、利用）及びこれに準ずる施設への委託を行う場合における入所（委託、利用）者1人当たりの事務費月額単価であって、3の(1)及び4の定めるところにより、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）がその施設について設定した額をいう。
- (4) 「日常生活支援委託事務費支弁基準額」とは、日常生活支援住居施設への入所（委託）を行う場合における入所（委託）者一人当たりの事務費日額単価であって、5の(1)の定めるところにより、都道府県知事がその施設について設定した額をいう。
- (5) 「取扱定員」とは、地方公共団体立の施設にあっては、条例等で定めた入所（利用）人員をいい、法人立のものにあっては、法第41条第2項の規定により、都道府県知事が認可した入所（利用）人員（社会福祉法による授産施設にあっては、同法第62条第1項の規定により届出した利用人員）をいう。ただし、前年度中に新たに事業を開始した施設を除き施設事務費支弁基準額を設定しようとする年度の前年度の各月初日の入所（利用）人員の合計を12で除して得た月平均入所（利用）人員（小数点以下は切り捨て。）が取扱定員の1割を超えるとき（取扱定員が101人以上の施設にあっては10人を超えるとき）はその月平均入所（利用）人員をもって取扱定員とすること。
- (6) 「入所定員」とは、日常生活支援住居施設において、地方公共団体立のものにあっては条例等で定めた入所定員をいい、法人立の施設にあっては、法第30条ただし書きの規定に基づき都道府県知事が認定した入所定員をいう。

3 保護施設事務費

(1) 施設事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する保護施設の個々についてその所在する地域区分、取扱定員により、別表(1)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における施設事務費、支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。なお、保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に計上し、民間施設給与等改善費を加算した額をもって、その年度における施設事務費、支弁基準額として設定する。

ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣に協議して承認を

得た特別基準の額をもって施設事務費支弁基準額として設定すること。

なお、都道府県知事は、施設事務費支弁基準額を設定したときは、法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

5 日常生活支援委託事務費

(1) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する日常生活支援住居施設の個々について、その所在する地域区分、入所定員により、別表(3)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第二欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第三欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における日常生活支援委託事務費支弁基準額として設定すること(円未満切捨て)。

また、日常生活支援委託事務費の交付対象とする施設については、入所者から受領する基本サービス費(「無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年厚生労働省令34号)第16条第1項第6号に規定する基本サービス費をいう。)の金額が入所者1人あたり月額7,000円以内であることを要件とし、都道府県知事は上記単価を設定する際に、当該料金の設定額を確認した上で設定すること。

なお、都道府県知事は、日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定したときは、法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

(別添)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制加算Ⅰ (10:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が25%以上であること。	別表(4)事務費加算表の1支援体制加算Ⅰの単価
支援体制加算Ⅱ (7.5:1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4)事務費加算表の2支援体制加算Ⅱの単価
	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事	別表(4)事務費加

支援体制加 算Ⅲ (5:1)	が認定していること 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	算表の3支援体制加算Ⅲの単価
宿直体制加算	次の要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること 1 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4)事務費加算表の4宿直体制加算の単価

(2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法

ア 当該施設の入所定員に変更があった場合等における日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から（1）の方法に準じて行うこと。

イ 当該施設の職員配置について人員欠如が生じた場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、当該施設の入所者全員について、別に定める方法によって行うこと。

ウ 当該施設において、個別支援計画の策定が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

(3) 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村または都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次のア及びイの算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

ア 本人支払額のない場合

(1) により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数

イ 本人支払額のある場合

(1) により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数－本人支払額

別表（3）

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表（日額）

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

（注）

- 1 地域区分は、別表（1）の第1救護施設の区分に準ずる。
- 2 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - （1）日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70（生活支援員の員数を満たしていない上継続している場合は、100分の50）
 - （2）個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70（個別支援計画が策定されていない状態が3月以上継続している場合は、100分の50）
- 3 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が1人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

別表（４）

1 支援体制加算Ⅰ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

2 支援体制加算Ⅱ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

3 支援体制加算Ⅲ 入所者1人あたり日額

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

4 宿直体制加算 入所者1人あたり日額

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11-15	340	330	330	320	310	300	290	280
16-20	260	250	250	240	240	230	220	220
21-25	200	200	200	190	190	180	170	170
26-30	170	160	160	160	160	150	150	140

(単位:円)

(注) 地域区分は、別表（１）の第Ⅰ救護施設の区分に準ずる。